

■権限移譲に関する条例等の制定に関する事務フロー

資料2-2

(平成30年4月に事務を移譲する場合の例)

	実施主体	H29年度 9月 ~ 12月	2月 ~ 3月	H30年度
ケース1 【手数料を伴わない等、市町村議会の議決が不要であるもの】	大阪府		事務処理特例条例制定	事務開始 →
	A町			
ケース2 【手数料を伴う等、市町村議会の議決を要するもの】	大阪府	事務処理特例条例制定		事務開始 →
	B村		手数料条例等制定	
ケース3 【事務委託(※1)】 ・市3月議会で規約を制定する場合	大阪府	事務処理特例条例制定		事務開始 → ↑ 事務の委託
	C市 (C市分)		手数料条例等制定	
	C市 (受託分)		委託規約制定 (議決) → 規約告示	
	D市 (委託分)	※2	委託規約制定 (議決) → 規約告示	

※1 事務委託のほか、法律上の共同処理(協議会、機関等の共同設置など)を行う場合も基本的に同様。

※2 規約案を各市町村議会へ上程する場合、上程の1ヶ月以上前に大阪府市町村課行政Gと事前調整を行う。

《留意事項》

○市町村において手数料条例・規約等の制定・改正等が必要となる事務の権限移譲を行う場合は、手数料条例案等の市町村議会への上程時期について、府と事前に調整を行う必要あり。

※通常、手数料条例等のない事務については、市町村の権限移譲時期の直近の府議会にて事務処理特例条例案を上程。

なお、事務処理を円滑に進めるうえで、市町村にて条例・施行規則等を定めていただく場合も府・市町村事業担当課と十分な調整が必要。

(参考:墓地等の経営許可等の認可事務、屋外広告物の許可事務等)